

令和 8 年度

入間市地域包括支援センター事業に係る委託料の支出に関する運用基準

1 地域包括支援センター事業運営費

(4 月に概算払い。(⑥、⑦を除く) なお、実績による年度末精算とし、委託料返還が生じる場合は、契約書に基づき返還するものとする。委託料返還計算は月割計算とし、1 か月に満たない期間については日割計算とする。※小数点以下切捨て)

① 人件費

配置している 3 職種の職員に対し、一人あたり 5,500,000 円を支出する。

② 事業運営経費

配置している 3 職種の職員に対し、一人あたり 880,000 円を支出する。

③ 設備費加算

地域包括支援センター事業に関して受託法人が支払うパソコンやプリンター、キャビネット等のリース料、機械警備料等について、その実費分を支出する。

④ 光熱水費加算

公共施設以外に設置の地域包括支援センター（以下「包括」という。）に対し、1 ヲ所当たり 510,000 円を支出する。

⑤ 家賃加算

店舗等の借り上げにより設置の包括に係る家賃等について、その実費分を支出する。

⑥ 補助職員配置加算（四半期ごとの実績払い）

3 職種の職員の包括業務を補助する職員について、常勤換算により算出した数に、勤務割合内訳のうち包括業務に携わる割合を乗じ、さらに 2,800,000 円を乗じた額を支出する。1 包括あたり 5,600,000 円を限度として支出する。

なお、職員の資格等については問わないが、指定介護予防支援業務を実施するために必要な保健師、その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置することが望ましい。

⑦ 初期加算（随時払い）

新たに地域包括支援センターを受託した場合に、受託法人が支払う初期費用（デスクやキャビネット、車両購入費等）について、その実費分を支出する。（上限 1,000,000 円）

※配置する 3 職種の職員数は、担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、原則として次表のとおりとする。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準（年度切替）
おおむね 1,000 人未満	3 職種のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	3 職種のうちから 1 人又は 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	保健師その他これに準じる者 1 人及び社会福祉士その他これに準じる者又は主任介護支援専門員のいずれか 1 人（常勤換算方法により、常勤職員 1 人と同等の勤務時間を確保できれば、1 職種のみ複数の非常勤職員でも可）

おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満	3 職種を 1 人ずつ（常勤換算方法により、常勤職員 1 人と同等の勤務時間を確保できれば、1 職種のみ複数の非常勤でも可）
おおむね 6,000 人以上	3 職種を 1 人ずつ+3 職種のうちから 1 人（常勤換算方法により、常勤職員 1 人と同等の勤務時間を確保できれば、1 職種のみ複数の非常勤職員でも可）

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・特別事業等加算（四半期ごとの実績払い）

事前に市と協議のうえ、市が特に必要と認める事業を開催、参加・協力した場合、1 回につき 5,000 円を支出する。なお、事業運営に必要と認められる経費については、その実費分を支出する。

3 生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組みとして、地域の様々な団体（社会福祉協議会、NPO 法人、地縁組織、協働組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター）等との連携を図り、連携・協働による資源開発等を推進する。

第 2 層生活支援コーディネーターと協力して、地域ケア会議などで発見した地域課題を利用し、課題解決に向けて、地域の方々・関係団体と目指すべき地域の姿・方針を共有し、意識の統一を図ると共に、課題解決に向けた話し合いの場として第 2 層協議体を設置・開催する。

生活支援・介護予防の担い手の養成（担い手へ働きかけ、組織化し、多様なサービスに結びつける）やサービスの開発に向け取組みを推進する。自治会単位、地区単位での取組みを可とし、参加者については、特に要件を設けないが、月ごとに報告書を提出する。

生活支援コーディネーターについては、別途、委託契約とする。

4 認知症総合支援事業

① 認知症地域支援推進員配置加算（四半期ごとの実績払い）

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るための活動を行う地域包括支援センターに対し、月額 30,000 円を支出する。なお、認知症地域支援推進員は 3 職種以外の職員からも選出可能とする。

② オレンジコーディネーター配置加算（四半期ごとの実績払い）

認知症施策推進大綱より、オレンジコーディネーターとは、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者：チームオレンジ）を中心とした支援者とをつなぐ役割を担うとされている。入間市では、認知症地域支援推進員に委託し、チームオレンジと認知症の本人支援への橋渡しを担う。月額 30,000 円を支出する。毎月、上記の内容の中で実施したものについて報告書を提出する。

5 地域ケア会議推進事業

・ 自立支援型地域ケア会議加算（四半期ごとの実績払い）

「自立支援型地域ケア会議」にてファシリテーターとして会議を進行し、実施報告書を提出した場合、1 回につき 20,000 円を支出する。なお、ファシリテーターは、原則として地域包括支援センターの主任介護支援専門員とし、やむを得ない場合は、3 職種の職員の内の一人とする。

6 一般介護予防事業

・ いきいき介護予防教室加算（四半期ごとの実績払い）

事前に提出した年間事業計画及び個別計画書に基づき、講師を依頼して実施する「いきいき介護予防教室」について、実施報告書を作成し、提出した場合、1 回につき 30,000 円を支出する。ただし、参加人数が 10 人に満たない場合は、市と協議のうえ額を決定する。
なお、委託料については、年度 8 回を限度として支出する。

7 任意事業

・ 家族介護支援事業加算（四半期ごとの実績払い）

高齢者を介護する家族等を支援するため、認知症に関する知識や介護技術等に関する講座や講演会、また交流会や情報交換会等を開催した場合、1 回につき 5,000 円を支出する。なお、事業運営に必要と認められる経費については、その実費分を支出する。

ただし、本運用基準における地域包括支援センター事業に係る委託料については、予算の範囲内において支出するものとする。

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。